名護市地域防災計画【概要版】

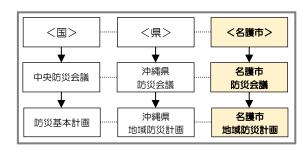
◆ 地域防災計画の概要(第1編:基本編)

〇地域防災計画とは

災害対策基本法第42条に基づき、市において起こりうる災害から、市民の皆様の生命・身体・財産を保護することを目的として、市、防災関係機関、事業所、市民のそれぞれが果たすべき責務と役割について記述したもので、市の災害対策の基本となる計画です。

〇計画の体系

名護市地域防災計画は、上位計画である国の「防災 基本計画」及び県の「沖縄県地域防災計画」と整合性を 有し、「名護市防災会議」が作成する独自の計画です。



○計画の構成

名護市地域防災計画は、次のような構成となっています。

本 編

第1編基本編

第2編 地震•津波編 第3編風水害編

第4編 その他の災害対策編 資料編

〇地域防災計画で想定する災害

地震•津波



県の地震及び津波の被害想定調査では、本市周辺で 最大震度6強の地震が発生することが予測され、人 命被害や建物被害、ライフライン被害等が広い範囲 で発生するおそれがあります。

風水害



沖縄地方は最も顕著な台風常襲地域であり、台風の 接近により暴風雨、豪雨による被害が発生するおそれがあるほか、竜巻に対しても注意が必要です。また、県の高潮被害想定調査では、ほぼ全市域沿岸部において高潮による浸水が予測されています。

土砂災害



市内には、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所 等の危険箇所が多く分布しており、豪雨時や地震に 伴う二次災害として、がけ崩れや土石流、地すべり 等が発生した場合、大きな被害が予想されます。

大規模な事故等

そのほか、大規模な火災や 林野火災、危険物の漏えい 事故、不発弾の爆発、道路 事故、海上災害等による被 害が想定されます。



第2編以降では、市や関係機関が行うことを災害別に記述しています。この概要版では、各災害に共通する予防・応急・復旧計画を抽出しています。

◆ 災害予防計画(第2編・第3編 共通)

災害による被害を最小限にとどめるためには、起こりうる災害を想定し、平常時から対策を進めることが重要です。計画の第2編・第3編において、それぞれの災害の予防計画を示しています。

○災害予防計画のポイント

災害に強いまちづくり 【重要施設の耐震・耐浪化】 【避難施設の検討】 災害に強い人づくり 【防災知識の普及啓発】 【自主防災組織の育成強化】 応急対策活動への備え 【防災活動体制の整備充実】 【要配慮者の支援体制整備】

◆ 災害応急対策計画(第2編・第3編 共通)

市に大きな被害が発生した場合、災害対策本部を設置して災害応急対策活動を実施します。計画の第2編・第3編において、時間の経過に合わせて応急対策活動の計画を示しています。

〇災害応急対策計画のポイント

活動体制の早期確立 【災害情報の収集・伝達、広域応援要請】 初動期の迅速な応急対策活動の展開 【避難情報の発令、被災地における生活救援活動】

◆ 災害復旧復興計画(第2編・第3編 共通)

日常生活、産業活動等が速やかに回復するよう、市民、事業者等への支援を行います。計画の第 2編・第3編において、それぞれの災害の復旧復興計画を示しています。

○災害復旧復興計画のポイント

被災者生活への支援 【被災者生活再建支援、住宅復旧】 事業者等への支援 【農林漁業、中小企業資金融資】

◆その他の災害対策(第4編)

市で懸念される事故災害を選定し、それぞれの事故災害対策計画を定めています。

〇市に係る主な大規模事故災害

火災 【火災発生時の活動体制】 林野火災 【消火活動等の応急対策】 危険物等災害 【危険物災害の防止対策】

不発弾等災害 【不発弾の処理体制】 道路事故災害 【道路事故等の応急対策】 海上災害
【危険物海上流出防止対策】

◆ 資料編

避難所や危険箇所の一覧、関連事業者との応援協定などをまとめています

本計画に基づき、災害対応手順や防災訓練等を継続的に行う事で、 実践的で災害に強いまちづくりを進めてまいります!